



平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
( J A S D A Q ・ コード 6425 )  
問合せ先 広報・IR 室 部長付 堀内信之  
電話 03-5530-3055 (代表)

## 朝日新聞社による答弁書に対する当社の見解

当社は、株式会社朝日新聞社（以下、「朝日新聞社」といいます。）に対し、平成 24 年 12 月 30 日付朝刊第 1 面および第 2 面、同月 31 日付朝刊第 3 面、平成 25 年 2 月 8 日付朝刊第 1 面および第 3 面に掲載された当社関連記事、および、朝日新聞社ウェブサイト上に掲載された当社関連記事に基づく一連の報道に関し、名誉および信用毀損等の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟を提起しております（平成 25 年 3 月 22 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」参照。）。

かかる訴訟提起に関しては、平成 25 年 2 月 18 日付「朝日新聞からの返答とこれに対する当社見解」において経緯を述べさせていただいておりますように、同新聞社の報道の根拠とされた重要な証拠資料が当社に対して開示されず、また、その不開示の理由が極めて不合理であったため、社会的責任を負う公開企業たる当社としては、裁判所を通じて利害関係人等に対する説明責任を果たすことを指向せざるを得なかったものです。

朝日新聞社が、これまで、当社のフィリピン事業に関する各支払いの事実に関し、あたかも、当社がカジノ開発事業について有利な取り計らいを受ける目的で、接待ないし賄賂等を行っていたかのような報道を続けてきたことは周知の事実です。

しかしながら、前記損害賠償請求訴訟における同新聞社からの 2013 年 5 月 20 日付答弁書によれば、下記見解が明らかにされています。

すなわち、まず、当社における約 11 万ドルの経費等支出に関しては、朝日新聞社は、「フィリピンで計画していたカジノ開発事業につき自社（註：当社を指します。）に有利な取り計らいを受ける目的で接待をしたとはしていない。」とか、「FCPA に違反する行為を行ったしたものではない。」などと述べるに至り、自らの報道が、何らの証拠に基づくものでもなく、単なる憶測にすぎないものであったことが明らかとなっています。

次いで、フィリピンにおける土地問題等に関連した送金に関し、朝日新聞社は、これま

で、フィリピン娯楽賭博公社の側近への多額の送金が当社によって行われ、当該送金は賄賂であるといった論調での報道を行ってきました。しかしながら、今般の答弁書によれば、朝日新聞社は、「不正な送金であるとしたものではない」とした上、「フィリピンで計画していたカジノ開発事業につき自社（註：当社を指します。）に有利な取計らいを受ける目的で送金をしたとはしていない。」と繰り返し述べるに至っています。

更に、朝日新聞社は、報道において、「不明朗な巨額送金も」と見出し部分に大きく記載しており、これまでの同新聞社の報道姿勢等からすれば、報道に接する一般人の理解において、当社が賄賂のために送金を行っていたものと強く印象づける内容であることは明らかです。そうであるにもかかわらず、同新聞社による前記答弁書においては、当社による送金が「不正な送金であるとしたものではない」とし、驚くべきことに、当社が「不正な送金であるとして元幹部社員などに対し訴えを提起している」事実を「不明朗な巨額送金」と表現したとの弁解がされています。

ここから判明するのは、従前の朝日新聞社の報道によれば、あたかも当社が巨額の賄賂を送金していたかのような内容が摘示されていたにもかかわらず、同新聞社はその根拠を何ら有していないという事実です。今になって、朝日新聞社からは、賄賂性の問題ではなく、実はガバナンス上の問題を不正な送金と表現したなどという弁明がなされていますが、この事自体、当社による 4000 万ドルの送金に賄賂性が存在しないことを明確に示しています。

今般、同新聞社の答弁書により、約 11 万ドルの送金に関する FCPA 違反の事実が存在しないこと、および、4000 万ドルに関して賄賂性のないことが明らかになるとともに、同時に、これまでの同新聞社による報道は、なんらの根拠・証拠なくなされていたものであったことが明らかとなりました。

同社の報道に根拠・証拠が欠落していたことは、答弁書提出段階となっても、朝日新聞社が主張する「取締役会決議書」が提出されず、当該決議書が存在していなかったことからより明白となっています。

なお、前記 4000 万ドルの支払いに関しましては、元従業員主導の下 1000 万ドルが当社へとそのまま還流していること、同じく 500 万ドルに関しては元従業員によって横領がなされていたことが判明しています。そして、当社の調査によれば、2500 万ドルに関しても、当時の土地問題担当者等から土地問題の解決のために必要な資金であるとの虚偽の説明がなされ、当社が錯誤に陥って支払いがなされたものであり、なんらかの便益を享受するという目的をもって支払われたものではないことが明らかとなっています。当社としては、既にこれらに関与した元従業員らを解雇し、体制の整備を含めガバナンス上の対応を行うとともに、対価性のない支払いについては、訴訟手続等を通じ全て回収を目指しておりますので、真実、賄賂など存在していなかったという事実が公に認定されることを確信して

おります。

この他、当社がフィリピンにおいて事業を進めるにあたって、外資規制との関係で、用地取得がフィリピン法上違法であったとの報道もされておりますが、当該用地取得はフィリピンにおける有力法律事務所の適法意見を取得した上で行ったものであり、当社フィリピン事業の開始に向けた障害になるものではありません。

当社としては、これまでの朝日新聞社による「賄賂が行われていた」などという報道により甚大な損害を被っておりますが、答弁書で明らかにされたように、朝日新聞社において、かかる送金が「不正な送金であるとしたものではない」という認識なのであれば、現時点において、訂正報道等適切な対応が採られるべきであると考えます（朝日新聞社は、当社による不正な送金という趣旨ではなかったとか、ガバナンス上の問題点を指摘しただけだ、などと主張するようですが、一連の報道姿勢および報道内容の文脈からすれば、これまでの報道内容は、「当社による賄賂があった」と根拠なく断定的に摘示するものであったとしか解されません。）。

しかしながら、これまでの同新聞社の当社に対する報道姿勢等に鑑みれば、自発的な訂正報道等を期待することは困難と考えざるをえません。したがって、報道媒体を自ら有さない当社としては、IR という場において、適時に公にすることによって利害関係人等に対する説明責任を果たすべく、本開示に及んだものです。

同新聞社との間の今後の訴訟の進捗に関しましても、事実が明らかになり次第適時開示をする所存ですが、上記朝日新聞社による見解を受け、併せて、根拠無き報道の端緒となったロイター社に対しても、引き続き断固たる法的措置を継続して参ります。

以上